

中間答申内容に係る自治会説明会の概要報告

1. 実施期間 平成 29 年 12 月 16 日（土）～平成 30 年 3 月 20 日（火）
2. 対 象 市内全 59 自治会
3. 参加者数 1,210 名（自治会加入世帯数の 3.14%）
4. 意見数 1,014 件
5. 賛否について
 - (1) 有料化について 賛成 32 件、反対 10 件、意見・質問 295 件
 - (2) 戸別収集について 賛成 12 件、反対 6 件、意見・質問 147 件
 - (3) 剪定枝について 意見・質問 40 件
 - (4) 全般的な意見について 意見・質問 38 件
 - (5) 減量化について 意見・質問 22 件
 - (6) スケジュールについて 意見・質問 41 件
 - (7) 2 市への意見について 意見・質問 51 件
 - (8) 施設について 意見・質問 48 件
 - (9) 減免について 意見・質問 16 件
 - (10) 現行制度について 意見・質問 22 件
 - (11) 事業系ごみについて 意見・質問 34 件
 - (12) その他 意見・質問 200 件
6. 主な質問とそれに対する考え方について
別紙のとおり

別紙

	項 目	一般的な考え方 (海老名市で導入した場合の算出事例含む)
1	有料化の目的を明確に	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみの減量化 ・分別に対する意識改革
2	減量化の効果は何か	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷軽減 ・施設への負担軽減 ・地元への負担軽減 ・焼却費用の削減
3	処理費用と財政負担の低減割合について	<p>直近のごみ処理原価は約 12 億 5 千万円。 2 割の減量効果+剪定枝資源化 減量効果約 4,400 t 焼却経費 約 11,000 万円削減</p>
4	手数料算出の根拠について (2 円/ℓは高い・税の二重取り)	<p>2 円/ℓの設定で、ごみ処理原価の約 18% 裁判例でも 25%程度の手数料であれば、 合理的な裁量の範囲にあたるものと示されている。</p>
5	有料化になった場合の不法投棄の危惧について	パトロールや啓発・指導の強化など
6	資源物の混入が増えることへの危惧	戸別収集による個別指導
7	減免対象について	<p>減免対象・・・生活保護世帯 減免品目・・・おむつ、地域清掃ごみ</p>
8	分別品目を増やすのか？ 剪定枝の扱いは？	剪定枝を新たな資源物に加え無料扱い
9	戸別収集の場合の集合住宅のメリットについて	市全体のごみに対する意識改革や環境意識の向上が図られ、不法投棄や不適正排出への対策に繋がり、全ての市民に有益な施策
10	戸別収集時の小規模集合住宅での集積所の整理について	<p>新たに敷地内に居住者用の集積所を設ける必要あり。 対象物件や所有者の洗い出し。</p>
11	座間市・綾瀬市への対応、今後のスケジュールについて	<p>海老名市の取り組みの進捗状況などを適宜情報発信。 今後のスケジュールは、最終答申後、その内容について市民意見を求め、その後、市の方向性を決定。</p>